

岩見沢市立総合病院給食業務委託にかかるプロポーザルの実施について

岩見沢市立総合病院給食業務について、公募型プロポーザルを実施するので、参加希望者を次のとおり公募する。

1 事業の概要

- (1) 事業名 岩見沢市立総合病院 給食業務
- (2) 事業の目的 病院給食業務を、業務量に応じた効率的な人員体制で適切かつ迅速に行う。
- (3) 事業内容
 - ・調理方式 中央配膳方式
 - ・給食日数 年間365日（ただし、令和9年度は366日とする）
 - ・調理食数 1日平均食数 約650食
 - ・業務内容 一般食及び特別食の献立作成業務、調理・盛付業務、配膳下膳業務、食器洗浄消毒業務、材料調達管理業務、新病院移転に関する業務及びこれらの付随業務
- (4) 委託期間

令和9年4月1日から令和13年3月31日（48か月）

※ 本委託業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定及び岩見沢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成19年条例第4号）による長期継続契約とするため、本プロポーザル終了後においても令和9年度岩見沢市病院事業会計予算のうち当該契約に係る予算が議決されなかった場合は、本件の契約手続について停止等を行うことがある。

また、翌年度以降において、この契約に係る支出予算について削除または減額があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、解除により生じた損害の賠償を本市に請求することができない。

2 参加者の資格要件

参加者は、次に該当する要件をすべて満たしていることとする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 参加者、参加者の役員又は参加者の経営に事実上参加している者が、岩見沢市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第32号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及び暴力団関係事業者でないこと。
- (5) 岩見沢市入札参加者指名停止基準の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 租税等に滞納がないこと。

- (7) 令和 2 年 4 月以降に許可病床数 3 0 0 床以上の急性期病院において給食業務を履行した実績がある者
- (8) 一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク認定事業者「院内調理患者等給食業務」に認定されている者
- (9) 受託業務の遂行が困難になった場合、公益社団法人日本メディカル給食協会または本参加資格要件に該当する者による代行保証体制がとれることが確認できる者

3 企画提案の審査・候補者の決定・契約締結の交渉

企画提案の審査を公正に行い、候補者を選考するために「給食業務プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置し、当該審査委員会にて企画提案書及びプレゼンテーションの評価を行う。

全ての参加者の評価が終了した後、審査委員会にてそれぞれの評価を総合的に審査し、最も優秀な企画提案を採用、候補者を決定する。

なお、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後、候補者と岩見沢市立総合病院は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整を行い、この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進むものとする。ただし、交渉が整わない場合は、審査により順位付けを行った上位の者から順に改めて契約締結の交渉を行うこととする。

4 実施要領等の配布について

- (1) 配布期間 令和 8 年 9 月 2 5 日 (金) ~ 1 0 月 2 8 日 (水)
- (2) 配布方法 実施要領、参加申込書その他公募に係る資料・様式は、岩見沢市立総合病院のホームページ (<http://www.iwamizawa-hospital.jp/>) からダウンロードにより配布する。

◆何らかの理由により、ダウンロードができない場合は下記において配布する。

〒068-8555 北海道岩見沢市 9 条西 7 丁目 2 番地

岩見沢市立総合病院 事務部管理課経営係

※上記 (1) の配布期間中、土曜日、日曜日及び祝日を除く

午前 9 時から午後 5 時まで